

# 第三期部落解放運動と差別の記憶

坂本 真司

## 1 はじめに

本稿では、「差別の記憶」の観点から、現在の部落解放運動の方向性について検討を加える。対象は、部落解放同盟の第三期部落解放運動（以下、第三期運動）の方向上の問題点についてである。この問題は「被差別経験の記憶の無意味化」と表現できるものである。今からは、そのありようと、それへの抵抗の事実について論じる。

周知のように部落解放運動は、戦後長らく行政闘争を続けた。部落差別における国家の責任を追及し、実体的差別をめぐって一定の成果（住宅問題など生活環境の改善）を得るなど行政闘争は成果をもたらした。だが一方で、いわゆる「ねたみ差別」を起こした、「行政任せ」と呼べる姿勢を被差別部落民に植えつけたとして、負の遺産と批判されてもきた。これらの批判を受けて提起されたのが、第三期運動である。

第三期運動は、被差別部落民すなわち差別される側による差別解消の活動と概念化される。つまりその方法論は、行政闘争とはかなり異なる構造を呈している。異質というのは、差別解消の責任主体の捉え方にある。すなわち第三期運動では、責任主体は国家ではなく、被差別部落民と措定される。では被差別部落民はどのように責任を果たせるか。自主的な人権確立の努力をとおしてである。広く様々な人権問題にコミットしながら、行政闘争の負の遺産を乗り越えようとする。かような努力に差別解消が展望されている。

以上のロジックではしかし、部落解放運動に関わるべき重大な問題が不問にされている。それが被差別経験の記憶である。第一にそれは被差別経験の想起を指すが、それに伴う苦痛や、差別者への怒りも含めた心象としてここでは規定される。たとえば行政闘争で国家への責任追及の根拠となるなど、運動史においてそれは、大きな意味をもっている。

部落解放運動は本来、被差別経験の記憶から被差別部落民を解放するも

のとなるべきはずである。だが第三期運動でその記憶は、取り組むべき問題構成から除外されている。さらに関連する論稿をみると、当の記憶を否定的にみる、場合によってはその意味を歪曲する向きもある。つまり記憶がもつ本来の意味に向き合う姿勢を有してはいない。

しかし現実を目をやると、被差別経験の記憶は運動の現場で明確に問題化されている。この事実をここでは、三重県伊賀市内の高齢者識字クラスから確認する。このクラスでは、メンバーのライフ・ヒストリーの収集が取り組まれている。その理由は、教師や地区外児童による差別で就学が果たせなかったこと、学校が自分たちから「もじをうばった」ことを後世に残すためである。以上のことを述べて、被差別部落民の実践や実感への相応性という論点も交えて、第三期運動の批判を試みる。

続く議論の構成は以下のとおりである。次の第2章では、「自己責任」ほかキーワードを取り上げ、その意味を検討しながら、第三期運動の特性を理解する。続く第3章では、第三期運動における被差別経験の記憶の無意味化について、運動当事者の内面性に関わる論考を用いて、そのありようを説明する。最後第4章では、三重県伊賀市の識字クラスの活動を例に、記憶を部落解放運動に位置づける努力を浮き彫りにしたい。

## 2 第三期部落解放運動

第三期運動では、被差別経験の記憶は無意味化される。今からこの運動の概念を再検討し、今いった点を論じるための要点を確認する。

1988年の部落解放同盟第45回全国大会で、当時の中央執行委員長上杉佐一郎は、第三期の解放運動への展望を示した。戦前の水平社からの糾弾闘争を第一期運動、オールロマンス事件（1951年）を契機とする行政闘争を第二期運動と位置づけ、次の運動は「運動史を画する質的に新たなもの」[奥田, 1994: 95]と言明した。ではその中身だが、体を表すのに修辭的フレーズが様々に駆使され、理念論的論調のものもあって体系的理解には難渋する。「人権確立社会の建設」[奥田, 1994]や「社会変革創造運動」[松岡, 1997]がそれである。また、この運動の性格を要素なり側面別に整序して説明する論稿も、管見の限りではみられない。それをここで試みたい。今からは3つの側面—経緯・方法・意義—に分けて、この第三期運動の概念を整理する。

## 2.1 行政闘争批判：背景

第三期運動の概念のうち、最初にその経緯から把握したい。それを知ることで、続く方法論や狙いの理解がスムーズとなる。

2002年に雑誌『部落解放』第510号では、座談会「第三期の解放運動とは何か」（参加者：組坂繁之、松岡徹、西島藤彦、谷元昭信）が企画された。従来の論議をもとに、第三期運動が現れた文脈が出席者から示されている。それによると、この運動が提起された主な契機は次の3点とされる。心理的差別の問題化、被差別部落の変化、そして1969年成立の「同和対策事業特別措置法」（以下、特措法）の負の遺産である[『部落解放』, 2002: 18-30]。

心理的差別<sup>1)</sup>の問題化とは、もうひとつの差別形態である実態的差別での改善が進むのに比して、昨今でも心理的差別の解消が進まない状況を指す。次の部落の変化とは、昨今顕著な被差別部落での人口流動化による属地性の稀薄化を指す。最後の特措法の負の遺産とは、特措法の下で進められた行政闘争が、いわゆるねたみ差別の生起、そして行政任せの体質定着の原因となったことを指している。上杉発言から今まで、第三期運動とはその名のとおり、歴史に裏打ちされた運動段階を指している。この点をふまえて以下では、行政闘争の負の遺産が、第三期運動の生成にどう関与したのかをみることにする。

ただしその前に、第二期運動の概要を再確認し、闘争の性格について今後の議論に関わるポイントあげたい。1951年のオールロマンス糾弾闘争をきっかけに、部落解放運動においては、(『オールロマンス』掲載小説が描いた)被差別部落の生活環境の劣悪性に対する自覚が先鋭化し、当の劣悪性が部落差別を深刻化させているとの認識が被差別部落民のあいだで共有された[友永, 1998: 73]。そしてこの認識からは、生活環境を放置・温存させている行政の責任が問われるようになり、放置・温存を実態的差別としてその責任を追及し、環境改善の責務遂行を求めるようになった。このようにして第二期運動すなわち行政闘争は、特措法を中心に、諸々の制度・政策の下で国家が改善の施策・対策を講ずることを実現させた。

さて以上の概要から再確認したいのは、行政闘争は要求申し立てのスタイルをとっていたことである。つまりそこでは、差別解消の責任は、生活環境の劣悪性を放置させ、部落差別を温存・強化してきた国家に求められる。「責任主体は加害者=国家」との基本認識に立っていることを、改めて押さえておきたい（ここで若干先取りすると、第三期運動では、責任主体は被差別部落民と位置づけられ、自己に責任を向ける形が了解される）。

ところが、やがて行政闘争は批判される。批判は、それが次のような事態の背景だったとの見方に由来する。その事態とは、いわゆる「ねたみ差別」と被差別部落民の「行政任せ」の姿勢である。ねたみ差別からみてゆくと、それは座談会でも取り上げられた「心理的差別の問題化」を文脈に現れたとみられている。大賀正行の議論を用いて、この点を把握しよう。

被差別部落における生活環境が改善するなど、実態的差別解消の動きが進展する中、心理的差別はむしろ深刻化しているといえる。同和対策審議会答申（1965年）によれば、心理的差別と実態的差別は相互作用の関係にあるので、一方の解決の動きは、他方のそれを導くはずだ（注1参照）。しかし現実はそうっていない。この点を大賀は次のようにいう。

「部落解放運動のこれまでの中心的主張はこの実態的差別があるかぎり部落差別はなくならない、実態的差別をなくせば部落差別は消えていくといったところに力点がおかれていました。……当初の目的は一応達成しましたが、それでは差別がなくなったのかといえなくなっています。ねたみ差別に基づく落書事件の多発など、また新たな問題を生み出しています。」[大賀, 1992: 158-9 太字強調は引用者]

つまり大賀は、実態的差別の解消に向けた努力イコール行政闘争が皮肉にも、ねたみ差別すなわち心理的差別を生み出してしまったと主張している。行政闘争で勝ち取ってきた各種施策・対策で、被差別部落の生活環境が改善された。だが、このような対策が生活上同様の不便を被ってきた非被差別地域に適用されないとき、逆差別だとして当該地域住民は不満を抱き、被差別部落に差別的な振舞いに至ることが問題とされてきた。このようなねたみ差別の発生をふまえ、その温床ということで行政闘争は批判の俎上にのせられた。

そしてさらには、行政闘争は被差別部落民のあいだに、行政頼みの体質と呼べるような態度をもたらした、と認識する論者もいる。松岡徹は、行政闘争の帰結として、被差別部落住民の中にこうした体質の現れを認める。それは、「われわれの中にある『住宅家賃や保育料は安い方がいい』『対策はあって当たり前、もらって当然』といった…生き方や考え方（であり—引用者付記）…行政の責任だけを求め」[松岡, 1997: 38]の姿勢である。このように述べて松岡は、

「…住宅は建った、道路は広がった、公務員も増えた、しかし、われわ

れの運動がどれだけ人間を変えてきたのかということを厳しく問い直し、自分の生活や人生を、行政まかせにするのではなく、自己責任や努力を基本として、自分自身の生き方や生活を考え直すこと…」[松岡, 1997: 39]

を被差別部落民に訴える。「われわれの運動」すなわち行政闘争は、家やインフラすなわち環境を変えたが、被差別部落民すなわち人間を変えなかった、否、むしろ行政任せの姿勢を植えつけることで、無力な存在と外部から映るきっかけとなった。松岡はそう捉えているように読める。

以上のような行政闘争の帰結をめぐる批判意識<sup>2)</sup>を背景に、第三期運動の方向性は彫琢されてゆく。次節でその方法論議を検討する。

## 2.2 自主解放：方法

「人権確立社会の建設」運動や、シンプルに「人権闘争」と呼ばれているとおり、大雑把にいうと第三期運動とは人権擁護運動である。一方で、部落差別以外の各種差別をめぐり、その矛盾に苦しむ人々との「共同闘争」だとする論稿も多い（奥田や友永、大賀の一連の論稿はその典型例である）。だがいうまでもなく、被差別部落民の人権を問題にするのは、水平社以来の一貫した基本テーマである。様々な被差別者との連帯化も、古くから目指されてきた。では第三期運動は、従来の運動とどう違うのか。ここで着目するのは、それが被差別部落民「自身」による運動とされている点である。

前節で引用した松岡の論述にもあるが、第三期運動とは被差別部落民の「自己責任」において成立するといえる。人権擁護も、被差別者の連帯を築くのも、すべて被差別部落民の役目である。要するに、差別問題の解消にあたっての責任は、被差別者自身にある。行政闘争は、差別問題にかかる責任を国家に向ける。その意味で責任追及型といえる。対する第三期運動は、部落解放をめぐって被差別部落民自身による責務遂行の部分を可能な限り内蔵させる、いうなれば責任請負型である。主な論稿を検討し、以上のことを確認したい。

第三期運動を「人権確立社会の建設」運動と呼ぶ奥田均は、その目的すなわち「人権確立社会の建設」について、それが2つのスキームに基づくとしている。ひとつは、被差別部落民による差別克服のための政策の立案、提起、提案である。端的にいうと、アドヴォカシー活動である。そしてもうひとつは、部落外の人々が直面する矛盾の解決へのコミットメントである[奥田, 1994: 105-6]。やや強引にまとめると、奥田にとって第三期運動は、「あ

らゆる差別問題の解決に資する政策を被差別部落民が創出すること」である。

これに対し中村清二は、戦略上の観点から第三期運動のスキームについては、より幅広い見方をとる。部落の子どもたちの教育問題を文脈に、中村は求められる運動の方向性として、次の3点を挙げる。1) 新たな行政施策の検討に責任をもつ、2) 行政施策以外の新たな自主的取り組みを強める、そして3) 社会的に妥当な負担（物的事業への自己負担、個人給付の事業の所得制限、家賃の支払額など）を負うことである〔中村、1994: 68〕。この内1つめについては、奥田の捉え方に重なる。より広い部分というのは、2)と3)である。2)はおおむね被差別部落民による組織的な活動を増やし、深めることといえよう。子どもの教育問題の場合として中村は、子どもの低学力に対応する親組織の役割を例に挙げる<sup>3)</sup>。そして3)は、前節で取り上げた行政闘争批判論において、批判の根拠にあたる「行政任せ」体質への対策に相当する。批判する松岡の言葉を借りると、「住宅家賃や保育料は安い方がいい」、「対策はあって当たり前、もらって当然」といった生き方や考え方から脱皮することを求めるものである。

主なものとしてこれら3つの方向性を具備した活動として、第三期運動は概念化されている。この3つの方向性はベクトルがそれぞれ固有で、性格を異にするが、被差別部落民の「自己責任、努力を基本として自己実現をめざす」〔松岡、1997: 39〕ことで共通する。平たくいえば、自分たちでできることはできるだけ率先してやっていこうという、一般的には当然といえはごく当然の、悪くいうと月並みなことをいっているように響く。ただあえて述べると、こうした姿勢には、それ自体の動機をめぐり、次の2つの含みがあるように思われる。

1つめは、自助的な態度それ自体が一般に「善きこと」だとする価値観の影響である。いわゆる「エンパワメント」論（〔森田、1998〕ほか関連書はあまたある）で強調されているとおり、自助的に物事に取り組む人々は、魅力的な存在（に映る）という見方が強く作用している。「人生に多様な夢や希望を描きその目標に向かって自らの持てる力を最大限発揮できる人間」〔松岡、1997: 38〕となる契機だといわれれば、おおよそ誰しもが、第三期運動を魅力的な事象とみるに違いない。（もっとも次章では、かような積極志向において批判の余地が認められることとなる。）

そして2つめの動機は、行政闘争の帰結をめぐって生まれた市民感情に対応しようとする責任意識である。これは部落解放運動の歴史を文脈とする、第三期運動にまつわる固有の動機という意味で重要である。先に述べた行政闘争の負の遺産とされる被差別部落民の行政任せ姿勢は、部落外の人々から

は「怠惰な者たち」とのレッテル化を招いた。これはねたみ差別の背景の一部として作用してきた一先の背景論に戻ると、行政頼み体質とねたみ差別は、因果的に結びつくといえる一が、解放運動においては、当然このような誤解の払拭が課題となる。そこで友永健三[1998]は、第三期運動に対し、今いった誤解払拭の機会としての役割を期待する。経済学者伊東光晴の論考から示唆を得て、友永は次のようにいう。

友永が示唆を得たのは、伊東の生活権思想である。周知のとおり現代国家の福祉政策では、財政問題と絡めて、いわゆる福祉への寄生問題をどう回避するかが問題となっている。それも含め、福祉政策の問題に対し伊東は、労働困難な市民には生存権を保障するのを当然とする一方、労働可能な者には、どのように労働するか本人の選択権（これが生活権のひとつにあたる）が行使され得るシステムの整備を説く[伊東, 1997]。そして以上の考えを友永は、「同和行政にも応用することができる」[友永, 1998: 69]とする。

だが続く論考をみる限り、「同和行政の第三期」[友永, 1998: 7]すなわち第三期運動の方向性をめぐって友永は、伊東流のアイデアを応用「したい」のだと読み取れる。続く記述で彼は、「『同和行政は部落の人々を怠け者に行っている』といった批判がなされる状況が生まれてきて、これにどう答える（引用文ママ）かが今問われているのではないだろうか」[友永, 1998: 69]と述べる。問いかけのスタイルではあるが、前後の文脈からしてその真意は、被差別部落民の生活権すなわち、自立的な差別解消の取り組みへの期待の表出ととれる。行政闘争からの行政任せ体質が批判を集めるのに際し、批判対応という文脈から、第三期運動を意味づけようとする。つまり、行政との関係で独立性を保つことで批判対応をする。そのためにも、自己責任に基づく実践であることが重要なのである。そこで次に、この独立性の社会的意味について検討したい。

### 2.3 全市民運動：意義

第三期運動は、差別問題をめぐる責任請負型の運動であることをみてきた。その理由は、部落解放運動における行政任せの体質からの脱却である。ではなぜ脱却を目指すか。友永の言及からは、ひとつにそれは、社会の批判に対し「行政頼みの体質でない」と返答するためなの分かる。だが理由はこのような消極的なものだけではない。一方で積極的な意義が、この第三期運動には含まれている。それは、広く人権問題全体の解決にコミットするものであり、そのためにも多様な市民を巻き込もうとする、いうなれば全市民

型の運動を目指している。ここに当の第三期運動の真骨頂が見定められる。テーマを被差別部落の解放と限定せず、差別が関わる様々な社会矛盾を問題射程にする。実践にあたっては地区外の人々を巻き込み、ここでいう批判者との共闘関係さえも希求する。このように運動の性格を指定することで、「批判する - 批判される」関係乗り越えようとするのである。第三期運動が被差別部落民の自己責任に基づく運動であろうとするのは、ひとつにはこの全方位全市民型への願望が働いている。

はじめに第三期運動の方法論を論じる際に取り上げた奥田均の議論を振り返ろう。奥田の議論からは、第三期運動のスキームを大きく2つの側面から把握できた。ひとつは、被差別部落民による政治的アドヴォカシーであり、もうひとつは、部落外の人々が直面する矛盾の解決へのコミットメントである。1つめの政治的アドヴォカシーだが、そのあり方に関する奥田の説明はいたって簡素である。すなわち「『この街をどんな街にするのか』『この国をどんな社会にするのか』を人びとに問い、提案する」[奥田, 1994: 107]というのだが、不明点が2つある。「この街」がどこで、「人びと」とは誰か。だがこれらは、もうひとつのスキームの説明から解決する。「この街」は差別の矛盾に苦しむ人々の暮らす地域社会であり、「人びと」は被差別部落民を含む矛盾に直面する者たち全員を指す。「在日外国人や移住労働者などへの人権保障を確立していくために部落解放運動は貢献しなければなりません」[大賀, 1992: 161]といわれるとおり、国内外の様々な差別問題を対象に、それぞれの被差別当事者との共同闘争を第三期運動は展望している。

一方で、このような第三期運動の意義をめぐるのは、より深大な次元で設定化を試みる議論もある。松岡徹は、次のように述べる。

(行政闘争から第三期運動への)「運動スタイルの転換は、部落解放運動をますます広範な運動に押し広げる。われわれの『自立』を妨げている原因は、すべての府民にも共通する問題でもあるからである。被差別の当事者の要求はもちろん、差別する側の立場にある人びとの部落解放、人権確立を求める要求をも受け止め、ともに実現するような運動の実践こそが求められている。」[松岡, 1997: 39-40、太字強調は引用者]

それによると、松岡にとって第三期運動は、「府民」すなわち被差別部落民とそれ以外の人々の別なく、ありとあらゆるタイプの差別問題の解決にコミットするものである。そしてそれと同時に、「差別する側の立場にある人びとの部落解放」という表現からは、差別を受けることに限らず、差別をす



るという行為自体もまた、社会矛盾として定位し、その克服を目指すことも含まれている。このような見方をとる背景には、差別の背景には、当の差別者もが被り得る被差別の苦しみに関わるとの認識が影響していると思われる。つまり松岡において第三期運動とは、反部落差別の運動ではないことはもとより、反差別運動でもなく、差別をめぐる様々な矛盾に取り組む、その意味で普遍性を備えた実践ということになる。

ゆえに友永健三の言葉を借りていうと、第三期運動は、市民の「全面的な社会参加」[友永, 1998: 74]ということになる<sup>4)</sup>。大賀[1990, 1991, 1992]を筆頭に、第三期運動が被差別者の共同闘争である点を強調する論稿は多い。そこに松岡の見方を交えるとき、第三期運動とは、誰しもが差別の矛盾を自覚し、自らがその被害者にも、そして加害者にもならない社会を目指す運動であることが了解される。この運動の実践主体を被差別者と指定することは、運動の意義を見定める際に、本質を見失うことになる。その意味で属性を問題としない市民 (people) の運動であり、人権尊重に積極的に与ろうとする市民 (citizen) のそれとして、第三期運動は二重の形相から概念化される。以上から、第三期運動をもって部落解放運が、被差別者による被差別者のための運動であることを止めようとしているのが理解される。

だが、そこには無視できない問題がある。行政闘争の批判を契機に現れた第三期運動だが、行政闘争の成果を継承しないという失態を犯しているのである。

### 3 被差別経験の記憶の無意味化

第三期運動が第二期運動すなわち行政闘争から受け継がなかったのは、「被差別経験の記憶」である。そこで最初に、この被差別経験の記憶の概念を押さえる。言葉遣いについてだが、「被差別経験」とは、被差別部落民が差別され傷つき苦しんできた経験を指す。いうまでもなく、被差別部落民すべてが具体的にまったく同じ経験を経ているわけではない。それでも当人らは、被差別経験とはどのようなものか、おおよその理解が得られる。生活の中で各々は固有の経験をもつが、それらは相互に語られる中で、細部の異同が切り離され、国家による暴力を被ったという、被差別部落全体における被差別の歴史として言説で集約化されている。

そしてこの集約された経験の言説を被差別部落民は、「集合的記憶」[Halbwachs, 1950=1989, 1994=2018]として共有している。ここで「記憶」とは、個々による被差別の直接的な経験に由来する想起に限定されない。集約化された経験の言説の共有状況でもあるのだ。そこには過去の事象の想起のみな

らず、被った苦しみへの感受性、そして暴力に対する憤怒の共有も伴う。

### 3.1 記憶の無意味化

以上のように被差別経験の記憶の概念は措定されるが、第三期運動では、この記憶の継承が拒否されている。それは、被差別経験の記憶の無意味化と呼べる事態である。行政闘争で被差別経験の記憶は、当の運動が生起し継続してゆく中で大きな意味をもってきた。ひとつには、運動のテーマすなわち克服されるべき課題として、そしてもうひとつは、運動の背景、その存立基盤として、である。たとえば、住宅整備などの施策を政府や地方自治体から被差別部落民が引き出したのは、長らく劣悪な住環境下で不便を強いられてきた記憶と、それへの怒りゆえのことである。ところが第三期運動の場合、その成立経緯や方向性を論じる文脈において、被差別経験ならびにそれに対する記憶については、その意味づけをナンセンスだとする見方が見出せる。以下で該当する言説を検討したい。

上杉佐一郎により公の場で第三期運動が提起され、その実現を説く論稿（前章でみてきたのがその主要なものである）が多数現れたちょうど同時期、第三期運動における次代の中心的担い手となる若年層活動者が集まっての座談会が、『部落解放』誌上で執り行われた（1999年『部落解放』第456号誌上）。その際に司会進行役を担ったのが、部落解放運動の論客でもある社会学者石元清英であった。座談会での中心的論題のひとつは、「被差別部落民としてのアイデンティティ」の可能性、そしてそれがもつ意義であった。

先に取り上げた第三期運動をめぐる座談会（2002年『部落解放』第456号）でもそうだが、第三期運動の成立と定着が当時期待されたのは、第二期行政闘争の成果（生活環境改善）と、時代を経るにしたがい（先に触れた「属地性の稀薄化」などの背景を得て、）あからさまな差別に直面することが比較的少なくなったという状況の変化に端を発している。以上のことは、若者たちの座談会でも認識が共有されており、そこで改めて、被差別部落民としての自覚すなわち部落アイデンティティの存立可能性や、その意義が問われた。

そしてこの問題をめぐる若者たちの反応だが、おおむねそれは、被差別部落民としての自覚の内面化に困難を覚える、その必要性を感じないというものであった。では自分たちの存在証明の拠り所はどこにあるかと問われると、ほかでもない第三期運動である。部落差別を含む様々な差別問題に関心をもち続け、差別されている人々との国際的連帯を築き、世界的な人権確立に努めることに自身の存在価値を見出すのである。次世代の志が看取される、

その意味で貴重な座談会といえるが、しかしそこには看過できない部分が残されている。これら若者たちの意見を受けての石元の反応である。彼は次のように発言する。

「『部落民のアイデンティティ』といった場合、結局、『差別される存在』ということになってきますね。また、『誇り』という面では、差別とたたかってきたという…歴史が前面に出てきます。…どちらにしても、自分自身がこうしたということではない…。だから…集団としてのアイデンティティという発想で行くと、なにか変なところへ行ってしまう気がします。ようするに自分らしさ、いまの自分自身にアイデンティティを求めていくと、わりと肩の荷が下りて楽になるという気がしますね。」

[『部落解放』, 1999: 34-5]

「聞いていると、みなさん、小学校・中学校には部落にマイナス・イメージをもって、『なんで部落に生まれたのか』『どうして自分だけが』『どうしてこの地域だけが』と否定的にしか見られなかった時期を、それぞれさまざまなかたちで克服していると思うんです。そして、その克服したいまの状態というのを、誇りといわなくても、自分らしさとして肯定しているということですね。それは結局、『部落民として』というよりも、自分自身として肯定しているという感じですね。」

[『部落解放』, 1999: 35]

重要なポイントは、「差別される存在」だと自らをアイデンティファイする場合、「なにか変なところへ行ってしまう」とする論理である。筆者の解釈でいうと、「差別される存在」すなわち被差別経験をもつこと、さらにいえば被差別経験の記憶（を共有すること）は、第三期運動にとっては意味をなさない、もっといってしまうと、それは「変なところ」（恐らくは第三期運動へのコミットメントを削ぐ方向）に作用することが懸念される、とのニュアンスが読み取れる。もっともそうした危険察知がなにゆえのことか、「気がします」として終わらせる発言からは認識できない。ともあれその発言からは、石元は被差別経験（の記憶）を、第三期運動において存立基盤とならない、テーマともならないと考えているように受け止められる。

また上の引用からは、第三期運動に対する石元の考えとして、もうひとつ興味深い点が導かれる。それは、運動の担い手として若者たちが位置づけられる契機についてである。2つめの引用部分には、被差別経験の記憶に基づ

く自己への疑問—被差別部落出身者である境遇からの煩悶—を何らかのきっかけから克服できたことが積極的に評価されている。第三期運動へのコミットメントという文脈に位置づけるとき、この評価からは、石元が次のように考えているのではと、ひとつの見方が成り立つ。つまり彼において被差別経験の記憶とは、負のメンタリティをもたらすものである。そしてこの負のメンタリティの克服過程において若者たちは、第三期運動を肯定的に受け止め、率先的にそれに関わることとなる。以上の見方も重ね合わせることで、被差別経験の記憶に対する石元のスタンスは、否定的・拒絶的であるとの評価が導かれるのである。

### 3.2 「痛み」の曲解化

差別された経験、差別される状況を想起するとき、人は普通心を痛める。何度も述べたように、被差別経験の記憶は「痛み」を伴う。そして「怒り」を導く。そしてこの怒りが、行政闘争がそうであったように、運動の原動力となる。だが石元は、この被差別経験の記憶に対し、原動力どころか「変なところ」に人を導くものとして、それを運動論の文脈で評価することがなかった。次に検討する八木晃介の議論は、記憶の評価を拒絶するというよりむしろ、きわめて不可解なロジックを擁して、記憶の概念を歪めるものである。ここで問題にしたいのは、部落差別の実態をめぐって八木が、差別者による被差別者への「羨望」観念を、差別解消に与する要素だとする点である。要するにこれは、凄惨な被差別経験が美談化されるところに差別解消の可能性を見出そうとするものなのだが、被差別経験の記憶がもつ本質的意味を棄損させる悪質なロジックで成り立っている。この点を今から、心理的差別の背景に関する論稿[八木, 1994]でみてゆく。

1990年代の部落問題研究では、第二期運動である行政闘争の成果と問題点を総括しようとするものが相次いで生まれた。そしてそれら成果と問題点をふまえて第三期運動の推進を促す論調が高まりを見せた。これらのことは今までみてきたとおりである。このような研究動向の中で八木は当初からずっと直接的に第三期運動議論を扱う議論を展開してきたわけではない。だがほか多くの論者と同様、行政闘争が心理的差別を解決できなかったとの見方を共有し、今からその一端をみるとおり、新たな解放運動の彫琢に努めてきたのも事実である。そうした問題認識から八木が試みたのは、心理的差別を解決する道筋について、差別者の内面構成に形成される「被差別経験の美談化」への着目である。彼によれば、部落差別の凄惨性は、それに直面し続けた被

差別部落民の強靱性を非被差別部落民に強く感知させる。そしてその感知から非被差別部落民は、被差別部落民への敬意なり賞賛なりといった好意的評価をもつ。これが心理的差別の歯止めとなると期待を寄せる。これが奇天烈な発想であるのはもとより、危険な考え方でもあることを確認してゆきたい。

当該論稿で八木がまず述べているのは、現代社会の心理的差別の特徴である。1980年代から自身が続ける、大阪府下ほかでの意識調査の結果をもとに、現代社会の心理的差別の様態を探っている。そして調査データの分析から彼は、共同主観性の体裁をもった、ルサンチマンに由来する逆差別の深まりを指摘する。共同主観性については、彼は哲学者廣松渉などの議論から引用して説明しているが、平たくいうとそれは、「他の者たちもそう思っているから、自分もそう思う」という側面と「自分もそう思っているから、他の者もそう思っている」という側面をともに有する思念共有の体裁を指す。このような体裁が枠組みとして機能する中、ねたみからの差別意識が横行していると現状を見立てる〔八木、1994: 3-8〕。

以上のようなことを述べて八木は、差別の現代的位相を捉えようと努めているが、一方で論稿の後半では、こうした逆差別を伴う現代的な心理的差別に対し、その克服に関わる持論が展開される。これについては引用を用いて検討したい。

「……ごく少数の学生でしかないが、レポートの中で『被差別部落の人々を羨ましく思うことがある。僕たちが絶対に経験できない圧倒的な体験を重ねることができる人々だから』と記していたのであった。嫉妬ではなく、純な羨望がここにはあり、…差別者側における新展開と深読みできそうでもある。…このような感性が、若い世代の中に徐々に生まれつつあることに注目しないではいられない。」〔八木、1994: 11-12〕

上記引用は、八木が勤務大学（当時）にて、担当授業にて出席学生に書かせたレポートの内容をめぐっての記述である。八木がいわんとしていることは、次のような論理だと解される。まず、被差別の経験はこれまでずっと凄惨で深刻なものとしてあった。ところがこの凄惨性、深刻性は翻って、差別者をして被差別者の存在感を感嘆させる根拠となり得る。被差別経験のひどさ、すさまじさは、被差別経験のない者には「圧倒的な体験」と映る。このような感受性から当の被差別経験のない者たちは、被差別者に対し「純な羨望」と表現される、好意的、積極的な観念が醸成される。そしてこのような観念が、（心理的）差別への歯止めとして機能する。以上のように八木は

主張したいところでは読み取っている。

しかしながら以上のように八木が示すロジックは、それ自体珍妙で不可解であるばかりか、被差別経験の記憶が人々に催させる「痛み」と「怒り」の事実を知った上で、あえてそれら観念を愚弄するところがある。つまりそれは、被差別経験の痛みを無化させる、その意味で非常に危険な考えなのである。八木の主張には、被差別経験そしてその記憶への顧慮が、正直なところ見出しがたい。痛みと怒りを抜きにして被差別経験の記憶を意味づけることは、その本質的意味の歪曲化である。それは痛みの無化である。

第三期運動の確立に与する者（石元）、第三期運動の確立に関わる立場はとらなかったが、当の運動をめぐる議論の系譜に部分的に立ち合った者（八木）、これら両者の論考を検討して見えてきたことは、第三期運動が積極的に推進される部落問題研究において、被差別経験の記憶が無意味化されていることである。

## 4 文字収奪の記憶と部落解放

最終章では、運動論の言説から離れて、日々の生活において被差別部落民が、被差別経験の記憶にどう向き合っているのかをみてゆきたい。ここで被差別経験の事実、そしてその記憶が関わる生活実践の具体例として、識字学級を取り上げる。周知のとおり識字学級は、全国各地で長きに渡って継続してきた、部落解放運動の重要な一部分にあたる。その目的は、（住宅供給やインフラ整備といったハード面での施策に対して）被差別部落民の生活向上のためのソフト面での対策である。しかしこれもまた周知のことだが、被差別部落で識字学級が求められ、実施されてきたのは、生活手段の向上という実利性だけではなく、憲法（第26条）に明記されている国民の教育を受ける権利を被差別部落民が享受できなかった事実、すなわち教育機会を文脈にした差別を乗り越えるための人権上の意味を、それがもっていたためでもある。以上の点を確認し、以下の最初の節では、近年活発化している識字にまつわる議論をごく簡単にレビューし、全般的な傾向と問題点を押さえておきたい。

### 4.1 現在の識字学級と識字研究

部落解放運動における識字運動の始まりは、戦前の水平社時代に遡る。それが全国規模で本格的に展開されたのは、ユネスコ「国際識字デー」制定

(1965年)のあった1960年代半ばだとされる。福岡県筑豊地域を皮切りに、全国婦人集会(現在の全国女性集会)が中心となって活動が広まっていった[部落解放研究所識字部会, 1995: 115]。

当時からその主な学習者は、部落に暮らす成人女性たちであった。彼女らは生活の利便性を求めるためだけでなく、差別ゆえに通学ができず、学習機会を奪われたことへの悲しみと怒りに動機づけられ、「文字を奪い返す」との意志の下に、識字学級に集まった。1969年の特措法成立以降は、各地で行政施策における支援の下、隣保館ほかの施設において識字学級が開かれていった。

近年になると、同和地域における子どもの就学率や進学率も高まってきたのと同時に、年々地区の高齢化や人口流出も影響して、住民のあいだで学習者人口は漸減しているとされる。だがその一方で、在日外国人(とりわけニューカマー外国人)における日本語習得のニーズに応えるものとして、また貧困化やいわゆるひきこもりなどの理由で、学校教育から撤退せざるを得なかった若者たちの再学習の場となるなど、多様な機能を備えた活動として注目が集まっている。このように昨今、人権に関わる問題に対応する運動として、識字学級は発祥当時の基本的なミッションを継承しながら、時代に適合した形態も併せもつことで大きな役割を果たしているといえる。そして特に、現代的な学習ニーズに応えるという新たな役割をめぐり、その背景にあるとされるのが第三期運動である。

第二期行政闘争において識字学級の開講は、行政の責務において被差別部落民の生活改善がなされるとの考え方の下、その責務の一環と位置づけられ、行政施策の下で拡充が進められた。しかし1990年代以降部落解放運動において、第三期運動が運動全体の方向性として定着するにしたがい、「自主解放」のスローガンの下で識字学級は、被差別部落民の主体的な構想化と計画、そして運営にゆだねられるべきもの、すなわち「行政による責務」から解放された自由な形態をもつべきことが強調されていった。たとえばボランティア講師を招くことで部落内外での交流機会を設けるなど、様々な取り組みを被差別部落民が主体的に進めることが重要との見方が示され、実際にそれが実現されていった[部落解放研究所識字部会, 1995: 120-1]。

たとえば今しがた触れたように、外国人の学びや学び直しの機会となることをもって、識字学級は新たな価値をもつこととなった。また子ども食堂に相当する貧困対策の側面を付帯させる、孤独・孤立を防ぐ居場所としても機能するなど、学習機会に限定されない多様な役割を有するに至る。第三期運動が希求する「人権確立社会の建設」の具現を目指す活動として大きな意

義を帯びることとなったのである。

さてそこで、識字学級をめぐる論考の動向に目を向けたい。第二期行政闘争から第三期運動への部落解放運動のアプローチ変容とパラレルに、またこの変容の下での識字学級の在りようの変化に沿いながら、あまたの研究成果が出されている。最近の成果だけを大雑把に挙げると、国連識字の10年(2003-12年)の影響を受けつつ、現代の人権問題への深い関心に基づく研究が目立ってみられる。たとえば『部落解放研究』では、2011年第192号の「特集全国の識字学級実態調査結果」、2013年第199号「特集困難を抱える若年者のリテラシーとその支援」、そして2016年第205号「特集識字・基礎教育保障の動向と課題」と短い期間で大きな特集が組まれている。

一方で『部落解放』では、2010年第629号「特集おとなの学び・識字」、2012年第661号「特集『しきじ』のいまとこれから」、2013年第686号「特集識字・日本語学習運動をめぐるこれから」と続けて特集が生まれ、やや飛んでだが最近でも2020年第793号「特集日本語・識字教育 同化主義を問う」があるなど絶えることがない。ここでは細かなレビューは割愛するが、各タイトルからは、第三期運動の一環として、識字運動が多様な形で人権問題に関わろうとしていることが伺われる。

以上、識字学級の論考について、近年の動向に限定し概要をみたが、そこからは第三期運動が、現代的な識字学級の在り方に強く影響していることが看取される。この点を念頭に置いて、次に現代の識字学級の実例をみよう。

## 4.2 しらさぎ識字学級の取り組み

今から紹介するのは、三重県伊賀市の「いがまち人権センター」(以下、センター)で1990年から続いている「しらさぎ識字学級」(以下、しらさぎ学級)である。隣保館、児童館、教育集会所、青少年活動センターの4施設からなるこのセンターは、220世帯(2019年現在)が暮らす同和地区の中にある[いがまち人権センター, 2019: 2]<sup>9)</sup>。

1990年の国勢識字年を契機に、しらさぎ学級は活動を始めた。そもそものきっかけは、次の出来事からだった。当時センターで用務員として働いていたある女性が、センター職員に、自分宛ての手紙の代読をリクエストした。このエピソードからセンターでは、このような悲痛なことが二度と起こらないよう、識字クラスの立ち上げを進めていった。

教室開講にあたり、センター職員は先行例から学ぶことから始めた。大阪府東大阪市内で、成功例としてよく知られたプログラムを見学し、方法論を



学んだ。そこで実施されていた個別指導（1対1）学習を採用することにした。1990年7月18日に開講してからは、定例の識字教室を始め、習得成果を活かせる俳句など、各種の趣味・教養の講座も開かれるようになった。また、奈良県内教室メンバーをはじめとする各地識字学級との交流も重ねるなど、活発な活動を続けている[いがまち人権センター, 2019: 17-8]。

最近では、教室開講当時から古参メンバーは高齢化し、自宅との移動の苦勞など学習上の困難もあり、定例での集まりは隔週午前中に1回（1時間半）となっている。一方で若者から中年層向けに夜間の教室も開講されており、これは週に1回（1時間半）である。夜の部では、現代の生活事情に基づく参加者のニーズに合わせて、パソコンでの文章表現スキルや、漢字検定など資格対策の側面をもつようになっている。前節でみたような、多様なニーズに対応することで、地区での役割を発展的に継続させていることが了解される。

次に、参加者の動機についてみておきたい。まず、しらさぎ学級メンバーは開講当初からずっと、女性が中心である。現在の夜の部のメンバーには男性も含まれるが、開講当時22名いた受講生は全員女性だった。そして参加理由だが、現在の参加者（高齢女性）たちに当時のことも含めて訊くと、異口同音に「たのしいから」と反応がある。ただその一方で、センターでのしらさぎ学級責任者（注5参照）によれば、また別の事情もある。始まった当時、教室に集まった者の多数は40代前後の女性たちだった。そしてその理由は、PTAや婦人会に代表される組織活動である。それらで読み書き能力が必要であったことに加え、他の地区の女性たちから侮辱されたくない、という思いがあった。授業参観などでも馬鹿にされないようにしたい。当時の参加者とのやり取りを振り返る時、屈辱の経験が識字へのバネになったとの見方もできる。

さてこのしらさぎ学級は、2020年で30周年を迎えた。そしてこの節目を祝うものとして、開始時から参加しているメンバーを対象に聞き取りをして、教室での経験も含めた彼女たちのライフ・ヒストリーをまとめることになっている<sup>9)</sup>。もっとも、学級メンバーが自らのライフ・ヒストリーをまとめることにしたのは、単なる節目であること以上に、大きな理由がある。それは、「文字を奪われた」事実を忘れないようにするためである。

センター内で教室が利用している部屋には、これまでしらさぎ学級が開いた各種行事の写真ほか、過去の記録を留める様々なものが展示されている。そしてその中には、「識字Tシャツ」もある。これは学級メンバーたちが子ども時代に受けた学校での被差別経験を思い出し、綴った文章をそのまま

リントしたものである<sup>7)</sup>。以下に綴られた文章の一部を写しておきたい。

先生は、わたしの体にふれるのをさけていました。子どもごろもに感じました。さわると、そこを手ではらいきました。なんでかなと思いました。風采のせいだと思いました。

ある日、先生が、わたしをろうかへたたしはりました。一日たたされました。みんながいんでしまいました。先生もかえってしまわれました。

日のぐれ、おそうまでかえらへんので、お母さんが聞いて、学校へむかえにきてくれました。

お母さんはおこって、「もう学校いかんでええ。」といいました。それで、家で水くみをしたり、わらをたたいたりしました。

わたしから文字をうばったのは、先生です。

しらすぎ識字学校

小学生の頃に学校で教師から受けた差別を、彼女たちメンバーは、かつて奪われた文字でもって表現する。それをTシャツに写して様々な機会に着用し、メッセージとして提示してきた。学校での被差別経験については、一部メンバーが筆者にその具体例を教えてくれた。

Nさん(1934年生) 地区内生まれ、地区内育ち

学校では教育勅語を覚えさせられた(冒頭章句の若干を誦んじてくれた)。学校に飾られた御真影に一礼させられた。「あの人ら(皇族—引用者注)ええなあ思た。」

小学校の頃、教師は○○○(地区名)の子と他地区の子を区別して呼んでいた。「○○○の子」と言われた。そうして4本指のジェスチャーを何度もされた。バカにされたと感じた。

女性たちがしらすぎ学級で学び続けてきた大きな動機のひとつは、「たのしいから」であった。だが彼女たちが望んだのは楽しさだけではなかった。師弟関係が結べる、「先生に生徒として認めてもらいたい」欲求を満たすためとセンターの関係者は語る。子どもの頃に差別をされ、生徒と位置づけてもらえなかった。センターが制作したTシャツのメッセージの最後「私から文字をうばったのは、先生です」は、今も識字クラスの存在価値を示していると、件の関係者は述べる。そしてこのような教育機会収奪の事実を忘れ

ないためにも、ライフ・ヒストリーを編む必要があると強調する。

周知のとおり、部落解放運動の歴史において識字運動がもつ意義は、これまで様々な機会に掲げられたスローガン「差別によって奪われた文字を奪い返す」に集約される。先に述べたように、識字運動の基本的意味は、いかなればソフト面での生活改善に資するところにあるが、一方でこれも同じく重要なこととして、権力への抵抗運動として、教育機会の剥奪に対する抗議の意味合いもある。その点でいうと識字Tシャツは、公正な公教育就学機会を責任をもつはずの国家が、教師による差別を放置している（国民として天皇への服従を強いつつ、被差別部落民を国民として遇しないダブル・スタンダードを平然とおこなう）ことへの批判の手段なのである。そして現在しらすぎ学級では、被差別経験の記憶を頼りに、被差別経験を潜り抜けた人々により、その潜り抜けてきた歴史が後代において忘却されないための努力が続けられている。

#### 4.3 「踏むな」と叫び続ける意味

先に触れたように被差別部落における識字運動の歴史は長く、これまでに著書や学術論文など各種媒体で、識字学級をめぐる議論があまたなされてきた。そしてその中には、収奪の経験をつぶさに記述し、体制による教育差別を批判する言説も何度も繰り返されてきた。ごく最近では、（発行元が自認する）情報誌『ヒューマン・ライツ』で、2021年1月第394号から現在進行中の連載記事、「識字運動の担い手たちが語る」がある。識字学級に通った、あるいは現在も通う高齢女性へのインタビュー内容を綴ったものだが、断片的ながら複数個所で、識字をめぐる被差別経験が回顧されている。一例を挙げよう。

「…部落の子らの一人はお寺の息子で本があって、もう一人もお古があったけど、あの子は本がない。毎日、『立っとけ!』と立たされて、…何かおかしい…」と思いはじめた。」[熊谷編, 2021: 32]

非被差別部落出身で、後に部落男性と結婚し同和地区に居住、当地の識字学級に通った人の発言である。出身小学校で起こった、部落児童への教師の差別に反感が向けられている。

しかしその一方で、筆者の管見からいえば、本章第1節にて紹介した近年の論稿、すなわち第三期運動の確立が目指される中で、この運動の下での

識字の今日的意味を探ろうとする昨今主流の識字研究アプローチでは、このような文字収奪の経験の記憶がほとんど反映されていない。希な論及とみなせるのは、菅原智恵美 [2016] の論文に限られる。2015 年の大阪府内識字学級実態調査の結果をみながら菅原は、これまでの識字学級の成果を明らかにする一方、課題にも言及する。おおむね今いった近年のアプローチに沿う形で、在日外国人など多様な人が学ぶ場、スキルアップ教育などの多様な学習内容、居場所として機能させるなど多様な取り組みが成果にあがると彼女は指摘する。その一方で課題については、「理念の継承」をそのひとつに挙げている。今日的な機能に終始せず、「識字学級に來ざるを得なかった状況やその状況を生み出す構造を見抜き、変えていく力」[菅原, 2016: 75]をもたらす場として識字学級があること、すなわち文字収奪の経験の記憶を次世代に受け継がせる運動としての意義を、菅原は改めて強調している。

しかしこれまでみてきたとおり、解放運動の駆動の源である被差別経験の記憶について、第三期運動論はそれを拒絶するところがあった。そしてかような姿勢は、識字をめぐる言説においてもほのみえるのである。1995 年『部落解放研究』上で部落解放研究所（当時）の識字部会の提言が示された。ここでも第三期運動の方向性を踏まえて、自主運営に基づき多様性、多機能性をもつものへと識字学級を変容させることが積極的に謳われる。そしてその中で、次のような記述がみられる。

「…『文字を奪いかえす』という論理は、国際的に見ても評価される重要な考え方である。しかし、この論理が運動的な視点だけにとどまっていると、教育や学習の論理として発展しにくくなってしまふ恐れがある。たとえば職業教育につながる内容や自然認識に関わる学習、あるいは芸術活動などが従来識字運動に十全に位置付きにくかったことなども、「文字を奪いかえす」という基本的に正しい視点を、学習や教育の論理に立って豊かに展開できなかったために生じているのではないか。社会的立場の自覚を軸としながらさまざまな方向への自己実現を追求するという観点で、**学習目的を組み直す**べきではないだろうか。」[部落解放研究所識字部会, 1995: 120、太字強調は引用者]

昨今望まれる教育活動の方向性は、「文字を奪い返す」との運動の論理に「位置付きにくい」と表現されている。これは主客を逆に置いても同じ文意が読み取れる。つまり、「文字を奪い返す」ことは、昨今の識字学級の潮流

に位置付きにくいといっているとも解釈される。素直にとると「位置付きにくい」とは、親和的ではない、もしくはかみ合わないことを指す。「位置づけられない」「位置づけるのが困難」ならば、運動家の努力不足なりの結果と解される。だがここでの記述は、目下求められている職業教育などが『「文字を奪い返す」論理』に「位置付きにくい」、とある。そうなることは、運動家の努力の問題ではなく、当該論理の本質的な適合性のお話である。つまり、被差別経験の記憶は、現代的識字運動にはフィットしないと考えているのではないかとの想像も働く。邪推に過ぎないとの誹りを甘受しつついうと、組織運動団体の研究機関による公的な発言であることから、今更ではあるがこの「位置付きにくい」という表現がとられる理由を問うておきたい。

第三期運動は、第二期行政闘争への批判の上に成り立つものであった。行政に差別問題の責務を求めてきた歴史の内に、行政依存の体質を認め、自らが人権確立社会の確立に率先的に取り組む主体となること、すなわち市民運動となることで、その克服を目指している。しかしそこには、被差別経験の記憶を拒絶する姿勢が看取される。行政闘争が実践の根源的背景に据えていた被差別経験の記憶は、明示的に疎んじられている。新たな運動を目指す中で、受苦ゆえの痛みや、そこからの怒りは意味をなさないというのであろうか。

喩えを用いると、反差別運動とは、「足を踏まれたこと」に「足を踏むな」と叫ぶことといえる。「足を踏むな」というのは、もちろん「足が痛いから」だ。また、不当な理由で足が踏まれるのは悲痛であり、憤りを伴う。「足を踏まれた」経験の記憶からは、踏まれた痛みや苦しみに向き合い、それへの怒りを発信し続けたいといけない。

しかし石元は、それは無意味だといっている。そして八木は、足を踏まれることに意味があるとす。両者に共通しているのは、踏む側の暴力性を不問にしていることだ。さらにいうと八木の論理は、足を踏まれている者に、「踏まれ続けられるとよい」といっていることになる。それが差別との闘いだということである。暴力を被ることが差別克服の出発点なのだろうが、率直に言って悪魔的な論理である。

「足を踏むな」と叫び続けることは 現在進行形の差別問題（たとえば、部落地名リストのインターネット公開や、ラムザイヤー論文問題）をめぐるても、当然意味をもつ。そして叫ぶ相手は、リストを公開した出版社やラムザイヤー本人だけではない。国家に代表される権力機関に対しても、である。国民である被差別部落民の名誉のためにも、差別事件発生への責任を国家に自覚させるための発信を、部落解放運動は続けなければならない<sup>8)</sup>。しらさぎ

識字学級は、そのひとつの営為なのである。

このような見方に立つとき、これまで論じてきた被差別経験の記憶の無意味化とは、部落解放運動を文脈とする一種の「記憶の危機 (memory crisis)」[Terdiman, 1993]である。そしてそれは、長きにわたる運動史への背信にも映る。第三期運動をとおして部落解放運動は、この記憶の危機を自ら招いているといえる。この危機に私たちは抗っていかねばならない。

## 注

- 1) 念のため注釈すると、1965年の同和対策審議会答申では、部落差別の形態は心理的差別と実態的差別の2つの類型に分類され、それぞれの問題性や、その解消に向けた取り組みの在り方が提起された。それによると、心理的差別とは「人々の観念や意識のうちに潜在する差別」、実態的差別は、「同和地区住民の生活実態に具現されている差別」をいう。具体例をあげると、いわゆる結婚差別は前者、就職差別や教育差別は後者にあたるが、周知のとおり両タイプは、「相互に因果関係を保ち相互に作用しあ」う形で、「差別を再生産する悪循環をくりかえ」している。
- 2) 周知のように、ねたみ差別への対応をめぐる第三期運動では、たとえば被差別部落の「街づくり」事業で周辺の非被差別部落の巻き込みを図るなど具体的戦略が現れている。ただここで問題にしたいのは、行政闘争を指してねたみ差別の温床と批判するのは筋違いではないか、ということである。ねたみ差別に対応する仕掛けが行政闘争になかったことは批判されるべきだが、ねたみ差別はあくまでも、差別者の愚行である。このことが「温床」批判で隠べいされないかと危惧するのである。一方で行政依存体質に関してだが、「家賃は安いほどよい」「制度はあって当たり前」との観念は、当たりの思いだと筆者は考える。問題は、安価な家賃の制度を勝ち取るまでの苦勞すなわち行政闘争の記憶を共有することだと思われる。烏滸がましいが率直にいうと、そこからは被差別部落民が決して無力な存在などではないことが証明されるのである。
- 3) 解放子ども会との違いが問われるかもしれないが、子どもの保護者を問題対応の責任主体とする点で微妙に異なるとはいえる。
- 4) 友永自身はこの「全面的な社会参加」という言葉を、差別をめぐる各種矛盾の克服に取り組む「被差別部落の人びと」[友永, 1998: 74]の姿勢を活写するために用いている。
- 5) 筆者は 2019年7月にセンターを訪問し、センターでの識字学級運営責任者である人権教育推進員K・A氏と、センター所長のO・H氏(役職は当時)から聞き取りをおこなった。また同年9月と2020年1月には、同学級の定例活動に同席し、参与観察をすとともに、出席されたメンバーの皆さんや、教室ボランティアの方々から聞き取りをおこなった。この場を借りて、K・A氏、O・H氏、ならびに学級メンバーの皆様、ボランティアで活動をサポートされておられる皆様へ、調査ご協力の御礼を申し上げる。

- 6) このライフ・ヒストリー集の作成は、2020年冬からのコロナ禍により中断していると2021年初頭段階で聞いている。識字プログラムは一時各種教室を全面的に休止した。2020年途中から段階的に再開を果たしているものもあるが、コロナ禍以前の状態には戻っていないとの報告を受けている。
- 7) 伊賀市公式ウェブサイト内にあるいがまち人権センターを紹介するページには、この識字Tシャツの写真が掲載されている。URL: <https://www.city.iga.lg.jp/0000002706.html>
- 8) 部落解放同盟中央本部が2021年3月15日付で公式表明した「マーク・ラムザイヤー論文に対する中央本部見解」については、残念な部分を残したと筆者は受け止めている。残念というのは、2018年にラムザイヤーが旭日大綬章を受けている事実を踏まえて、政府の対応に触れていないことである。

## 文献

- 部落解放研究所識字部会, 1995 「提言 識字のありかたに関する提言」『部落解放研究』, 102, pp.113-128.
- 『部落解放』編集部, 1999 「座談会 自分らしさから出発して 部落・アイデンティティ・誇り・カミングアウト」『部落解放』, 456, pp.12-37.
- 『部落解放』編集部, 2002 「座談会 第三期の解放運動とは何か」『部落解放』, 510, pp.12-35.
- Halbwachs, Maurice, 1950, *La mémoire collective*, Paris: Presses Universitaires de France (= 1989 『集合的記憶』 古閑藤一郎訳 行路社.)
- Halbwachs, Maurice, 1994, *Les cadres sociaux de la mémoire*, Paris: Albin Michel (= 2018 『記憶の社会的枠組み』 鈴木智之訳 青弓社.)
- 伊賀市いがまち人権センター, 2019 『2019年度伊賀市いがまち人権センター要覧 第2版』伊賀市いがまち人権センター.
- 熊谷愛編, 2021 「識字運動の担い手たちが語る⑥ 懸命に生きてきたことを書き残したい[前編] 『ヒューマン・ライツ』, 399, pp.31-35.
- 伊東光晴, 1997 『伊東光晴経済学を問う2 現代経済の変貌』岩波書店.
- 松岡徹, 1997 「大阪における今後の同和行政と新たな運動づくりへの挑戦—同和行政基本方針と同和行政推進プランの具体化にかかわって—」『部落解放研究』, 115, pp.27-40.
- 森田ゆり, 1998 『エンパワメントと人権 こころの力のみなもとへ』解放出版社.
- 中村清二, 1994 「多様化する差別実態と新たな課題」『部落解放研究』, 97, pp.65-76.
- 奥田均, 1994 「第三期の部落解放運動への問題提起」『部落解放研究』, 97, pp.95-107.
- 大賀正行, 1990 「部落解放運動の方向と研究の課題」『部落解放研究』, 76, pp.164-168.
- 大賀正行, 1991 「今後の部落解放運動の方向と研究課題」『部落解放研究』, 82, pp.178-186.
- 大賀正行, 1992 「今後の部落解放運動の方向と研究の課題」『部落解放研究』, 88, pp.156-161.
- 菅原智恵美, 2016 「大阪市内の被差別部落における識字学級—大阪府内識字学級実態調査(2015

年)・学級訪問調査より』『部落解放研究』, 205, pp.53-77.

Terdiman, Richard, 1993, *Present Past: Modernity and the Memory Crisis*, Ithaca: Cornell University Press.

友永健三, 1993「今後の『同和』行政はいかにあるべきか』『部落解放研究』, 91, pp.79-88.

友永健三, 1997「部落差別の現状から見た問題点』『部落解放研究』, 119, pp.11-23.

友永健三, 1998「今後の同和行政の基本課題に関する若干の考察』『部落解放研究』, 121, pp.61-77.

八木晃介, 1994「部落に対する差別意識—『強者のルサンチマン』と日常意識—』『部落解放研究』, 96, pp.2-14.

(本研究はJSPS科研費19K02060の助成を受けたものです。)

(さかもと・しんじ 大手前大学)